

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

30 年 6 月 22 日

和歌山県知事

殿



提出者

住 所 和歌山県有田郡有田川町出 280

氏 名 農事組合法人 吉備食鶏組合

組合長 平 松 重 人

電話番号 0737-52-3717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	農事組合法人 吉備食鶏組合
事業場の所在地	和歌山県有田郡有田川町出 280
計画期間	平成30年4月1日 ～ 平成 31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	9. 食料品製造業 (食鶏処理)
②事業の規模	製造品出荷額 9億5200万円
③従業員数	40人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	食鶏処理 → 分別 → 動物系固形不要物 → 保管 → 業者委託 → 再生処理

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	
	排 出 量	1, 304, 69 t	t
	(これまでに実施した取組) 処理羽数によって大きく左右されるが、年間処理計画や前年度の処理羽数をもとにして推計する等により、産業廃棄物の排出量を予測する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	
	排 出 量	1, 200 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動物系固形不要物に、食鳥以外の廃棄物やその他異物が混入しないように厳重に管理し、従業員には食品廃棄物分別研修を定期的実施する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	
	全処理委託量	1,304.69 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,304.69 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前確認するとともに、委託後に定期的な確認を行う。 排出された産業廃棄物は、全量再生利用する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	
	全処理委託量	1, 200 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1, 200 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。 さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理 業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理 情報等を活用する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者	理事会	職 名：組合長
現場責任者	工 場	職 名：工場長
現場担当者	工 場	職 名：担当者

産業廃棄物

処理責任者

廃棄物処理施設

技術管理者

統括責任者

- 1、委託契約の締結
- 2、処理業者の現地確認、情報収集

現場責任者

- 1、産業廃棄物の取扱手順等の策定
- 2、従業員への教育、啓発等
- 3、廃棄物処理法及び関係法令を〇守した作業の推進

現場担当者

- 1、マニフェストの交付
- 2、産業廃棄物の分別、管理業務

組織図

理 事 会

事 務 所

工 場